

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日に会社Aに入社し、営業職を経て、商品企画業務に従事していた。同社は平成〇年にB会社と合併（現：C所在の会社D、以下「会社」という。）したが、被災者は引き続き、商品企画の担当として業務を行っていた。

請求人によれば、被災者は平成〇年〇月頃から、商品企画の業務に加え、昇格試験の準備に追われ、帰宅が遅くなるとともに自宅で仕事を行うようになり、不眠等の症状が出現していた。同年〇月頃には被災者自身が体調不良を訴えるようになり、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「うつ病」と診断され、療養を開始した。

平成〇年〇月〇日、被災者は通常どおり、会社に出勤したが、行方不明となり、縊死しているのが発見された。死体検案書によれば、死亡時刻は当日の午前〇時（推定）、死亡の種類は自殺であった。

請求人は、被災者の死亡は業務による過重な精神的負担により、うつ病を発病したためであるとして、監督署長に療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務に起因しないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月上旬頃に「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断しており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下認定基準に基づき検討する。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、被災者の精神障害の発病の原因として、①平成〇年の〇頃に、新製品の企画開発を同年〇月末までに行うよう指示されたが、期限までにできなかったこと、②上司のFとの間の業務の進め方や企画の内容をめぐる大きな対立を中心として、他部署と軋轢が生じたこと、③平成〇年〇月頃より、平日の帰宅後や週末の休日に自宅において業務に取り組んでいたと主張している。

(イ) まず、上記(ア)の①の出来事は、認定基準別表1の「ノルマが達成できなかった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当する。

この点、上司のGは、「被災者が死亡前に担当していた企画については、一旦平成〇年〇月まで延期された後で、採算面での問題や他関係部署の不手際も重なり、同年〇月まで延期した。」と述べている。

また、同僚のHは、「〇月末までに決裁する予定だったのは、I、J、Kの3つだった。Kは被災者がメインで、H、F、Gもメンバーだった。」と述べ、上司のFは、「被災者が担当していたのは、LシリーズとNシリーズが主で後半にMシリーズが加わったが、この業務は多くないので、忙しいことはない。」と述べている。

これらの申述から、被災者は新製品が企画開発について中心となって従事していたが、期限までに完了できなかったことが認められる。しかし、その原因は被災者の責に帰すべきものではなく、本件資料からはペナルティを課せられたことも認められず、企画開発には複数の同僚とともに従事し、業務量も多くなかったことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 次に、上記(ア)の②の出来事は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当する。

この点、Pは、「Bは担当ごとの完全分業制をとっており、A出身の被災者は、営業等の他部署で行うべき業務も自らが抱え込んでおり、分業性を推奨するFからは度々注意を受けていた。」と述べているものの、その注意の内容はG、Hらの申述からみると、一般の業務指導の範囲であったと評価できることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(エ) さらに、上記(ア)の③の出来事は、認定基準別表1の「仕事の内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負

荷の強度は「Ⅱ」に該当する。

この点、上司のFは、「家での仕事は禁止されているので指示することはないが、やっていることがあったことは知っている、資料があつてそれで知った、そこまでやらなくてもいいものであつた。」と述べている。

この申述から、被災者が自宅において何らかの仕事をしたことは認められるが、会社は家での仕事を禁止しており、また、本件一件記録からは持ち帰り残業の時間及び成果物も確認できない。したがって、被災者が自宅で仕事をしていることを評価すべきという請求人らの主張は採用できない。

被災者が臨んだ昇格試験についても、時期を同じくして新製品の企画業務と重なったことで、業務は多忙を極めたことは推認できるが、被災者自身が受験を希望したものであり、昇格試験のための勉強は任意であつて、業務とは認められないことから、請求人らの主張は採用できない。

以上を踏まえ、時間外労働時間数をみると、発病前2か月に77時間、最小でも発病前6か月の22時間、6か月平均では約57時間が認められる。この出来事を商品企画の最初の期限であつた平成○年○月頃とみると、当該出来事と平成○年○月の発病までの時間外労働時間は60時間であつたのに対し、通常月の時間外労働時間数の平均は30時間前後であつたことから、おおむね20時間以上、この出来事を契機として時間外労働時間が増加していることが認められることから、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

ウ 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「中」の出来事が1つあるほかには「弱」の出来事が2つであり、全体評価は「中」であり、「強」に至らないことから、請求人に発病した本件疾病及び請求人の死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であつて、これらを取り消すべき理由はない。

よつて、主文のとおり裁決する。